

長野県立自然公園条例の一部改正（案）の概要について

環境部 自然保護課

1 改正の趣旨

自然公園法の一部改正（国立・国定公園）に伴い県条例（県立公園）を改正し、県内全ての自然公園において、保護のみならず利用面での施策を強化し「保護と利用の好循環」を促進

[自然公園法改正：令和3年5月6日公布、令和4年4月1日施行]

2 改正のポイント（効果）

- ◇ 自然公園の利活用に関して地域主体の取組が可能となる
- ◇ 手続の制度化により事業実施までの期間が短縮される
- ◇ 県内の自然公園（国立・国定・県立）の手続・規制等が同一となる

3 改正の概要

（1） 地域主体による自然体験アクティビティを促進するための手続を制度化

市町村、ガイド事業者等からなる協議会を設け、自然体験活動促進計画を作成
計画が知事の認定を受けた場合、事業の実施に必要な許可が不要となる

<効果>旅行者の多様なニーズに応え、長期滞在に繋がる楽しみ方が促進される
(例：ラフティング等の自然体験コンテンツの開発・提供 等)

（2） 地域主体の利用拠点を整備するための手続を制度化

市町村、旅館事業者等からなる協議会を設け、利用拠点整備改善計画を作成
計画が知事の認定を受けた場合、事業の実施に必要な許認可が不要となる

<効果>自然と調和した街並みづくりを促し、魅力的な滞在環境が整備される
(例：景観デザイン統一、廃屋撤去 等)

（3） 県立自然公園の保全管理の充実

① プロモーションの促進（新設）

県立自然公園の利用者数の増加のため、県は、県立自然公園の利用の増進に関する
情報提供・普及宣伝を行うよう努める。

② 野生動物の餌付け等の規制（新設）

人身・物的被害等の防止のため、餌付け等、野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に
支障を及ぼすおそれのある行為を規制する。

③ 罰則の引上げ（第44条関係）

特別地域の行為規制等に違反した場合の罰則を「1年以下の懲役又は100万円以下の
罰金」に引き上げる。（現行：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

④ 公園事業の承継（第6条の5関係）

公園事業を譲渡する場合に、知事の承認を受けた時は譲受人が公園事業者の地位を承継（現行は、死亡時の相続のみ可能）

⑤ 公園管理団体の業務見直し（第33条、第34条関係）

公園管理団体の指定に当たり、利用者への助言指導や調査研究等の実施能力を必須としない。（指定要件緩和により、公園の維持管理等を行う団体の指定の促進を図る）

4 施行期日（予定）

4月1日 公布・施行（罰則規定は周知期間を設けた後、施行）